## 次回(第4回)に向けた検討について

○ 「国への提言においては、正しい是正方策を示すことよりも、問題提起を行っていく ことが重要」との意見が出されたが、分割基準等の是正方策案について、最終報告書に どの程度掲載すべきか。

#### 【参考】第2回で提示した是正方策の一例(フランチャイズ)

是正方策の例

- ① フランチャイズ店舗の売上額(販売額)を含めた、都道府県ごとの売上額(販売額)を単位とする、分割基準の新指標を導入する。
- ② フランチャイズ店舗の親会社が非製造業の場合は、分割基準の事務所数にフランチャイズ店舗数を加算する。
- 更なる偏在是正の検討として、特別法人事業譲与税や地方交付税の見直しについての 検討を行うか(次ページ参照)。 【参考】第1回で提示した検討項目

#### 検 討 項 目

- ①分割基準の見直しに絞り検討
- ②「事務所・事業所」の要件の見直しも検討
- ③特別法人事業譲与税の見直しにも言及
- ④地方交付税の見直しにも言及



#### 「協議結果〕

まずは①及び②について検討し、 結果を踏まえ、③及び④につい ても検討するか判断する。

- 地方法人課税以外の税目(地方消費税、県民税利子割等)の偏在性についても、最終 報告書に盛り込むべきか。
- 次回までに事務局において調査すべき事項、作成すべき資料の提案など。

### 次回(第4回:12/26)の予定

- ○日 時:12月26日(木)10:00~12:00
- ○場 所:新長田合同庁舎

# 【参考】特別法人事業譲与税と地方法人税

税目	概	要	検討(案)
特別法人事業譲与税	法人事業税を一部国税化、 人口を基準として都道府県に 譲与 【譲与基準】人口 ※不交付団体への譲与制限 あり 【影響額】約1.9兆円	交付税及び譲与税配付金特別会計  特別法人事業譲与税  (線与基準:「人口」 (不交付団体に対する譲与制限あり※) ※ 交付団体に対ける地方交付税による財政調整との連続性や均衡も考慮しつつ、留保財源和当当当初算出額の25%)を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限)。  都 道 府 県  法人事業税と 併せて申告輪付  特別法人事業税  納税義務者	案1:特別法人事業税 (国税)の割合(現 行法人事業税の3 割)を拡大 案2:都道府県への配 分方法の見直し)
地方法人税	法人住民税法人税割を一部 地方法人税として国税化。 全額を地方交付税(の一部) として都道府県・市町村に 交付 ※東京都は地方交付税不交付 団体 【影響額】約0.5兆円	下の	案1:地方法人税の税 率引上げ(=法人県 民税1%の引下げ) 案2:地方交付税総額 の見直し